

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定等事務取扱要領の運用について

第1 持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定

1 持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の作成者

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）を作成できる者は、農業を営む者であり、かつ以下の要件をともに備えている者とする。

- (1) 一般的な技術と比べ技術水準の高いモデル性を有する農業生産方式を実施するのにふさわしい技術力を有していること。
- (2) 個々の経営における作物の種類、栽培するほ場、導入する技術等の要素の選定に関し決定権と判断力を有していること。

2 導入計画の作成及び提出

- (1) 農林事務所の経営・普及部門又は地域農業改良普及センター（以下「普及センター」という。）は、導入計画を作成しようとする農業者に対し、必要な指導・助言を積極的に行うものとする。
- (2) 導入計画へ添付する土壌の性質に関する調査については、普及センターが指導・助言を行うとともに、農業者の負担を軽減する観点から、普及センターや全農茨城県本部等が実施する土壌診断を活用することが望ましい。
- (3) 導入計画の提出を受けた普及センターは提出書類に不備が無いか否か等を確認するとともに、当該導入計画の内容について意見を付して、農林事務所の振興・環境室へ送付するものとする。なお、農林事務所の振興・環境室で受付した日を当該申請の受理日とする。
- (4) 導入計画を全うした者で再認定を希望する者は、新たな導入計画を作成し、実施状況報告書とともに提出するものとする。
- (5) 導入計画を全うできなかった者で再認定を希望する者は、未達成の原因を分析するとともに、以後の計画達成の可能性等を十分検討し実施状況報告書に記載した上、導入計画を作成し提出するものとする。
- (6) 前（4）、（5）により、再認定を希望する者は、原則として認定期間が満了となる日の1ヶ月前までに導入計画を作成し、提出するものとする。

3 導入計画の認定

- (1) 再認定にあたっては、提出された実施状況報告書等により導入計画の達成状況を確認した上、導入計画の認定を行う。この場合、必要に応じて現地等の確認を行うとともに、実施状況の確認に必要な他の書類の提出を求めることができる。
- (2) 農林事務所長（以下「所長」という。）は、導入計画を認定したときは、農業技術課長、普及センター長、認定農業者及び認定導入計画対象農地が所在する市町村の長の他、必要に応じ関係団体等の長に認定した旨通知するものとする。
- (3) 再認定を希望して導入計画を提出した者のうち、所長が認定するまでに認定期間を超えた者については、所長が認定するまでの間、認定農業者であるとみなす。ただし、その効力は当該導入計画における目標年度内に限る。

- (4) 再認定を希望する者で、やむを得ない理由により認定期間満了日を経過した者については、当該導入計画における目標年度内に、理由を付した導入計画が提出された場合に限り、認定期間が継続していたものとみなす。

4 計画の変更

認定農業者が、導入計画を変更しようとするときは、第1の3と同様の手続により認定を行うものとする。

5 認定を取り消す場合の留意点

所長は、認定導入計画を達成するよう必要な助言・指導に努めるとともに、達成が困難と思われる場合においては必要に応じて導入計画の変更について指導を行うものとする。

その後、導入計画の達成に向けた取組状況に改善が見られない場合には、適切に認定の取消を行うことが望ましい。

6 認定番号

再認定が認められた場合の認定番号は、既存の認定番号と同一とする。

第2 実施状況報告

- (1) 認定農業者は、所長に計画の目標年度の年度末までに、実施状況報告書（様式第6号）を提出するものとする。
ただし、再認定を希望する者は、目標年度の実施状況報告書を第1の2の（6）と時期を同じくして提出するものとする。
- (2) 所長は、必要に応じ、認定農業者から導入計画の実施状況について報告を求めることができる。
- (3) 認定農業者は、的確に実施状況を報告するために、農業日誌等の記帳を行うものとする。

第3 告発の場合の留意点

要領第5の告発をするときは、個々の事情を考慮し、慎重に行うものとする。

第4 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「新法」という。）の施行による法の廃止に伴う経過措置について

- (1) 新法附則第3条及び第4条に基づき、適切な対応を行うものとする。
- (2) 第1の2に記載の導入計画の内容に関する指導については、様式1号による計画認定の申請書を受理後に行うことができる。
- (3) 新法施行日以降に認定期間を超える者については、導入計画における目標年度末までの間、認定農業者であるとみなすことができる。
- (4) 持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定等事務取扱要領第2の5の（2）の規定により、認定を取り消された農業者は、当該取消の日の属する年度内に実施状況報告書（様式第6号）を提出するものとする。

附 則

- 1 この運用は、平成12年2月1日から施行する。
平成15年6月16日一部改正。
平成17年7月26日一部改正。
平成20年3月31日一部改正。
平成21年6月25日一部改正。
平成23年2月 8日一部改正。
平成23年6月30日一部改正。
平成24年9月 6日一部改正。
令和2年7月20日一部改正。
令和4年6月15日一部改正。ただし、5月2日から適用する。
令和5年5月31日一部改正。